

働きやすい環境づくりをサポート

田園風景が広がるのどかな汐見町に事務所を構える「木戸社会保険労務士事務所」。企業の大事なパートナーとして、経営者をはじめ従業員や障がいのある方まで多くの方に頼りにされています。

地元企業経営者や従業員、障がいのある方のパートナーとして

NTTおよびNDSリースにおける企業法務の経験と、その域の専門家としての知識・知恵を地元企業様の生産性向上のために活かしていただきたく、また、障がいのある方の支援を行いたく開業しました。

- ① 労働社会保険に関することはなんでも承っておりませんが、手続業務よりもお客様の悩みにもう一步踏み込んだコンサルティング業務に重きを置いています。当事務所のオンライン業務は以下の3つです。
- ② 就業規則等の社内規程の作成・整備
- ③ 顧問先企業でのトラブル予防・トラブル解決

理想を実現するお手伝い

当事務所では「付加価値の創造」を念頭に置き、「労働生産性の向上」を重要視しています。また日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会会員のアドバイザーでもあるため、育成・感化面では労使双方納得の基軸である「顧客志向」を最優先としています。従業員が納得のいくことを優先するため、一人ひとりの使命感が向上し、大きな成果につながります。また



自宅兼事務所



★ 就業規則 特集

- ① 付属規程を含め、整合性を図り見直します。
- ② 関係諸法令、貴社の実態、及び貴社の希望を加味して、最高の品質の物を納めます。
- ③ 豪華なフォルダに収納しCD-R付で納めます。
- ④ 標準価額は、20万円です。顧問先は、半額となります。当事務所作成の物を変更する場合は更に半額となります。

各種セミナーやIT相談をよく利用しています。また、創業時から中小企業相談所のサポートを受けています。

企業のかじ取り・従業員のベクトル合わせには、社外の専門家からの傍目・八目効果はいかがかでしょうか。当事務所が親身になってサポートいたします。

業界の最前線で戦う

当事務所代表者は、障害年金の消滅時効の運用・解釈について許されざる不合理を発見し、名古屋高等裁判所において代表者の考え方を認めていただきました。これは今まで42年間以上も続けられてきた一般的な取り扱いですが、弁護士や学者など誰もが指摘できなかった日本初の大発見です。裁判で発揮した問題発見力や質問力、洞察力は当事務所の強みでもあります。



この看板が目印

「付加価値の創造」を後世へ

この仕事は世襲が効きません。「付加価値の創造」という同じ志のもと、企業や従業員を守ることができ、お客様に喜んでいただく後継者を養成することが最大の目標です。一期一会を大切に、納得のいくまでじっくり相談のり、後継者に引き継いだ後も当事務所をパートナーとしていただけるよう養成していきます。



円は異なるもの、異なるもの

INFORMATION

- 障害年金消滅時効問題 無料相談 相談要綱
- ・事務所面談、メールまたはFAX
- ・30分程度
- ・裁定通知書(写)要

SHOP DATA

住所 豊田市汐見町4-74-2
 TEL 0120-911-392 (9:00~17:00)
 TEL 0565-32-6271
 FAX 0565-77-9211
 営業時間 9:00~17:00
 定休日 日曜日※緊急案件はいつでも受け付けます。
 駐車場 3台
 メール office@kido-sr.com
 HP http://www.kido-sr.com
 ブログ http://kido-sr.sblo.jp/

FAX 0565-77-9211 (下記に簡記して、左記にご返送ください)

1 見積り依頼 2 来訪依頼 3 電話等説明依頼 4 その他()

・ 会社名 _____ 電話 _____ FAX _____

・ Email _____ ご担当者氏名 _____ 部 _____ 課 _____

・ 希望内容 1 全体 2 顧問契約 3 スポット解約 4 障害年金 5 その他()

★ 顧問契約 特集

- ① 徐々に改善が進みます。日常サポートとイザという時の安心が違います。
- ② Lライトプラン、Sスタンダードプラン、Fフルプランの3種類を用意しています。
- ③ 業務内容と標準価額表は別紙となります。参考は、従業員数20～30名の場合、L 3万円、S 4万円、F 5万円です。(消費税別表示です)
- ④ 従業員数50名以上の場合は、例えば、メンタルヘルス社外相談窓口等、特別オーダーにより契約ができます。これは、早期発見、早期対応に効果抜群です。

FAX 0565-77-9211 (下記に簡記して、左記にご返送ください)

- 1 見積り依頼 2 来訪依頼 3 電話等説明依頼 4 その他()
- ・ 会社名 _____ 電話 _____ FAX _____
- ・ Email _____ ご担当者氏名 _____ 部 _____ 課 _____
- ・ 希望内容 1 全体 2 顧問契約 3 スポット解約 4 障害年金 5 その他()
- ★ 何なり、お気軽に、ご照会くださいませ。

★ 障害年金 特集

- ① 当事務所は、無料で、本人申請のサポートをしています。
- ② 現在、どこの事務所でも手掛けていない、消された障害年金の不服申立てを受任しています。これは、名古屋高裁完全勝訴の主張を活かしています。
- ③ 着手金は、21,000円/件が原則(セット割引あり)です。成果報酬は、2カ月分、又は10%～15%で、300万円超の場合、通減制を採用しています。

FAX 0565-77-9211 (下記に簡記して、左記にご返送ください)

- 1 見積り依頼 2 来訪依頼 3 電話等説明依頼 4 その他()
- ・ お名前 _____ 電話 _____ FAX _____
- ・ Email _____ ご支援者 _____ 部 _____ 課 _____
- ・ 希望内容 1 裁定請求支援 2 裁定請求代行委任 3 不服申立て代行委任 4 消された障害年金奪還請求
5 その他()
- ★ 何なり、お気軽に、ご照会くださいませ。